

備忘録ないしは切り抜き帳(その231)

[2023年4月28日(金)]

○今朝の朝日新聞社説『入管法改正案 課題に背を向けた国会』を以下に転載させて頂く。「非正規滞在の外国人に対する入管当局の適正な処遇をどう確保するか、議論は大きな世論のうねりを生んだ。国会が拙速に封じるのは許されない。外国人の収容・送還のルールを改める出入国管理法改正案が衆院で審議されている。与党と一部の野党は、微修正した上でただちに可決する構えを見せている。入管施設での長期収容を防ぐ対策が問われたにもかかわらず、政府提出の法案は収容をめぐる手続きに裁判所など第三者のチェックを入れることを避け、入管当局の強い裁量下にとどめる。難民申請中でも強制送還できる例外も設けた。保護を求めてきた人を迫害のおそれのある国に帰すリスクは高まる。抜本的な修正なしには、可決すべきでない内容だ。ところが、自民、公明、立憲、維新が参加した修正協議では、法案の骨格に立ち入ることはなかった。改正に向けた議論のきっかけが、長期収容に抗議してハンストしたナイジェリア人男性が2019年に餓死した痛ましい事件だったことを忘れたのだろうか。法案が初めて提出された2年前には、スリランカ出身のウィシュマ・サンダマリさんの収容中の死亡が明らかになった。人権を顧みない入管の処遇のあり方への抗議がSNSや集会を通し、多くの人々に広がったことは記憶に新しい。それに押される形で、与野党は当時、不当な収容に実効的な歯止めをかける必要があるとの認識を共有して修正協議を進めたはずだ。ただ、協議はまとまらず廃案になった。旧法案の骨格は今の法案に引き継がれている。今回、わずかな修正で可決するのは、一貫性をあまりに欠いていないだろうか。今回の修正協議では、難民認定手続きを入管当局でない第三者機関に担わせる検討について付則に明記する案も話し合われた。これこそ法案の内容に先がけて実現すべきことだろう。難民条約をはじめ国際人権の規範に立脚する難民保護行政は、入国審査や在留管理とは独立して行われるべきだという指摘は、かねてされてきたことだ。国連人権理事会の特別報告者らは今月、法案が国際人権基準を満たしていないとする書簡を日本政府に送った。2年前の旧法案のときに続く、2回目の指摘である。斎藤健法相は書簡に法的拘束力はないと述べ「一方的に見解を公表したこと」に抗議の意を表明した。しかし、ことは外国人の人権に直結する問題だ。国際社会の声に耳を傾けることなしに、理解を得られる制度をつくることはできまい。」



入管法改正案に反対する集会。国会議員、外国人の支援をしている人々、弁護士らが集まっていた=2023年3月15日、千代田区

[2023年4月29日(土)]

○今朝の東京新聞ぎろんの森『原発存廃巡る 日独の対比』を以下に転載させて頂く。「東京新聞の社説などを読んで、ほぼ毎週「ぎろんの森」宛てにお手紙をくださる読者がいらっしゃいます。川崎市の笹岡敏紀さん。出版の仕事をされていたそうです。ご本人は備忘録のようなもので、送り先がないと励みにならないからと謙遜されますが、社説を深く読み込んだ感想や鋭い意見がいつも記され、文面からは洞察の深さが伝わってきます。日々社説を書く論説委員にとっては励みと同時に刺激になります。笹岡さんのお許しを得てお手紙の一部を紹介します。24日付でいただいたのは21日付に掲載した2本の社説「脱炭素電源法案 フクシマ忘却宣言だ」「独の脱原発完了 危険性を踏まえた賢慮」についてです、毎日2本ある社説では通常異なるテーマを取り上げますが、この日はともに原発に関するものでした。原発回帰という岸田文雄首相の方針転換を具体化するため、東京電力福島第一原発事故を忘却するような強引な手法で法改正を進める日本の政権と事故を受けて原発停止を決断し、実現したドイツの賢明な判断とを対比したかったのです。笹岡さんの手紙にはこうありました。「この社説を読みながら、私は思いました。取り返しのつかない原発事故を起こした国がその教訓に学ばず『原発に回帰する』。片や他国の『原発事故』に学び、『脱原発』を決断し、実行する。なぜなのか。何が違うのかと 私たち論説室の編集意図を読み取っていただいた笹岡さんをはじめ、読者の皆さんに感謝しつつ、あらためて新聞の使命に気付かされました。笹岡さんには「この二つの社説は、読者に『その理由を追究しろ』と呼びかけているように思えます」と受け止めていただきましたが、暮らしへの影響が大きい原発のような課題は本来、私たち新聞が率先して追究すべきですし、これまでも、そしてこれ

からも、その報道姿勢を変えてはならないと思うからです。日々の社説は論説室での議論を経て書きますが読者とともに、議論を深めることも大切だと考えます。「ぎろんの森」を読者の皆さんとの意見交換の場にしたいたい…。笹岡さんのお手紙は、その願いが少しかねられたように感じさせてくれます。(と) その時の筆者のコメントは次の通りであった、「わが国とドイツとの原子力政策の違いがよく判る論説であった。いったい甚大な原発事故を引き起こしたのはどちらの国だったのか。」

○今朝の毎日新聞社説『ドイツの脱原発完了 政治の意思が切り開いた』も転載させて頂く。「脱原発」政策を掲げるドイツで、最後の原子炉3基が運転を終了した。2000年の決定以来歴代の政権が取り組み、20年以上かけて実現させた。一貫していたのは「原発に依存し続けることはリスクが大き過ぎる」という共通認識である。発端は1986年、旧ソ連のチェルノブイリ原発で起きた事故だ。東西冷戦下、最前線の国として情報不足と被ばくの恐怖に直面した。原子力に懐疑的な世論を受け、社会民主党と「緑の党」の連立政権が脱原発にかじを切った。エネルギー転換も進めた。再生可能エネルギー推進のための法整備、再エネを一定の価格で買い取る制度によって電源の多様化を図った。電力自由化も後押しした。中道右派のメルケル政権は原発の運転期間を延長したが、2011年に東京電力福島第1原発事故が起きると脱原発路線に回帰した。当時、メルケル首相は「福島が私の考えを変えた」と語り、2022年末までの全廃を宣言した。ロシアのウクライナ侵攻に伴い、天然ガスの供給が途絶えたことで1年遅れたが、政治の意思と実行力で実現にこぎつけた。国民の受け止めは一様でない。世論調査では今回の停止に過半数が反対した。電力不足や光熱費高騰などへの不安が根強いからだ。それでも政府の方針が揺らがなかった背景には「核のごみ」の問題がある。最終処分場計画が2013年に白紙となり現在も未定だ。原発を動かし続ければ、将来世代に新たなツケを回すことになる。日本も福島の事故を受け「可能な限り原発依存度を低減する」とエネルギー基本計画でうたう。しかし岸田文雄政権は運転期間を延ばし、新增設さえ視野に入れるなど、原発回帰を鮮明にした。ドイツとは正反対だ。核燃料サイクル政策は破綻し、核のごみ処分もめどが立たない。にもかかわらず現実から目を背けている。再エネ促進も不十分だ。周辺国と電力を融通し合えるドイツと異なり、島国の日本にとって脱原発への道はより険しい。だからといって、できない言い訳を並べ立てるのは無責任だ。政治に求められるのは、ドイツの挑戦に学び、原発に依存しない社会への道筋を示すことである。」

○今朝の東京新聞『入管法改正法案「命と権利」ないがしろ 衆院委で可決 「鎖国」状態のまま子どもの救済策なし』を以下に転載させて頂く。「外国人の収容・送還のルールを見直す入管難民法改正案が28日、衆院法務委員会で、自民、公明、日本維新の会、国民民主の与野党4党の賛成で可決された。立憲民主、共産両党は採決に反対した。与党は大型連休明けの5月上旬に衆院を通過させる考え。改正案は、不法滞在などで強制退去を命じられても本国送還を拒む人の長期収容の解消が狙い。2021年の通常国会にも提出されたが、廃案となった。3回目の難民申請以降は「難民認定すべき相当の理由」を示さなければ送還する。

◆法案通過は「死刑執行ボタンを押すこと」「法案をこのまま通すのは無事の人に死刑執行ボタンを押すこと」入管難民法改正案を可決した衆院法務委員会の参考人質疑では専門家からこんな警告もあったが、ほぼ原案通りの決定となった。支援団体からは「人々の命と権利が守れない」との声が上がっている。改正案の柱は難民認定の申請回数について、3回目以降は申請中でも強制送還できるルールの導入。現行法では申請中は送還できないが、出入国在留管理庁(入管庁)は上限設定で送還を促進する考え。迫害の事実がないのに申請を繰り返す乱用を防ぐという。だが、申請を繰り返さざるをえないのは日本の難民認定基準が厳しすぎる要因も大きい。難民条約の批准国である日本は迫害から逃れた人を受け入れる義務を負うが、難民認定率は2021年で0.7%にすぎない。25%のドイツや32%の米国など先進国で極端に少なく、「難民鎖国」状態が続く。認定が厳しいまま送還を促進すれば、本来保護すべき人の命を危険にさらすことになる。◆過酷な条件で暮らす子どもたちは 難民申請者の子どもなど日本で生まれ育ちながら在留資格がない子どもたちの救済策もない。保険証がなく、就職の権利もない過酷な条件で暮らす。与野党協議で自民党は立憲民主党に、法案に賛成すれば子どもたちに在留資格を与えると迫った。協議は決裂したが、子どもの在留資格と引き換えに法案への同意を求めるのは人権を軽視する行為。政府は法案とは別に子どもの権利



衆院法務委の傍聴を終えてウイシユマさんの遺影を手にする妹のボールニマさん(中左)。同右はワヨミさん=28日、東京・永田町

入管難民法改正案についての問題点

	改正案	専門家や難民支援者の指摘
強制送還	難民申請回数が3回目以降の人は強制送還可能に	本来難民として保護すべき人を危険にさらす懸念
難民認定基準	大きな変更なし	他の先進国と比べて厳しすぎる
入管施設収容のあり方	3カ月ごとに収容を続けるべきか検討する	・収容期間に上限がない ・収容、解放の決定に司法の審査がない
入管施設外での生活	従来の「仮放免」に加え民間の監督者の元で暮らす「監視措置」の導入	監理人の引き受け手が出てこない可能性
日本で生まれ育った子どもたちの扱い	大きな変更なし	在留資格がないため保険証がない、就職できないなどの状態が続く

条約に従い救済策を早急に講じるべきだ。スリランカ女性が死亡した施設収容のあり方に関しても、有効な改善策はない。政府が2021年、同様の法案を出した際は、市民の反対の広がりでも撤回に追い込まれた。今回も国会前などのデモ参加者は増えてきた。外国人問題に詳しい指宿昭一弁護士は「入管庁任せでは命も人権も守れないことがはっきりしてきた。状況を変えるのは、市民の声しかない」と語る。「不法だから」と追い出すのか、共生社会への契機にするのか。日本社会のあり方にかかわる法案は大きなヤマ場を迎えた。」

[2023年5月1日(月)]

○今朝の東京新聞こちら特報部の『就職氷河期世代の研究者、苦境の背景は』なる記事を以下に転載させていただきます。「科学技術分野の学会や協会で作る一般社団法人「男女共同参画学協会連絡会」が、1990年代以降

の就職氷河期を経験した研究者らの待遇改善を訴えている。連絡会の調査で、氷河期世代を中心に多くの研究者が任期付きの職を転々とし、不安定に暮らす実態が判明。「放置すれば日本の研究力は下がる」と5月に文部科学省など関係機関へ要望書を出す。背景に何があるのか。(署名記事)

◆「このままでは生きることすら難しく…」 「任期付き研究者は年齢が上がるにつれて雇用されづらくなり、年金額も少ないと予想される。このままでは生きることすら難しくなる」連絡会の要望活動をするメンバーで日本大の熊谷日登美ひとみ教授(食品科学)は危機感を募らせる。任期付き研究者は大学や研究機関の研究プロジェクトに応募して有期雇用される。任期の数年は研究できるが、満了後は別のプロジェクトや仕事を探さなければならない。連絡会は昨年、科学技術系の若手研究者ら4900人超を調査。すると、任期付き研究者の不安定な待遇が浮き彫りになった。回答した任期付きの約2200人のうち4割は、所属機関の健康保険に入っておらず、3割は厚生年金に未加入だった。特に、就職氷河期を経験した40代を取り巻く環境は厳しい。「任期付き職を20年以上転々とした。100本以上の論文業績を積むなどしたが任期なしのポジションにつけない」(男性)、「子どもがほしいなら研究を中断しキャリアをあきらめなければならない」(女性)など切実な声が寄せられた。任期付き研究者が家庭をつくりにくい現実も明らかに。配偶者やパートナーのいる割合は任期なしより低かった。産休や育休を取った研究者に復帰後契約期間が延長されたかどうかを尋ねると、3割弱が「延長なし」と回答。年収500万円未満の女性研究者で、出産しても育休を取っていないケースも目立った。調査結果を分析した東京慈恵会医科大学の志牟田美佐講師(神経生理学)は、「育休を取って任期を延長できないと、研究期間が短くなる。研究成果を出しにくく、次の職探しにも悪影響が出る」と述べる。「氷河期世代に限らず、若手の女性研究者のなかには上司からハラスメントを受けたとの回答も目立った」と話すのは、京都大の裏出令子名誉教授(食品生化学)だ。任期付きという弱い立場が、ハラスメントの標的となる一因という。

◆博士号取得増やすも受け皿は不十分 連絡会の別の調査では、平均年収でいずれも任期付きの男性(429万円)と女性(383万円)が、任期なしと比べて240万円以上低かった。苦境の背景には国の政策も影響している。国は1990年代に研究力を高めようと大学院重点化政策を進め、博士号取得者を増やした。しかし受け皿のポストは不十分なまま、任期付きの研究員「ポストドクター」が増えた。2004年の国立大学法人化後は人件費や研究費に充てる「運営費交付金」が減り、研究者自ら応募して研究費を獲得する「競争的資金」が増えた。裏出氏は「運営費交付金の減少で多くの国立大は任期なしの教員定数を減らした。民間企業への就職を増やそうにも、企業と研究者のマッチングがうまくいっていない」と課題を挙げる。大阪公立大大学院の恩田真紀准教授(構造生物学)は「任期付き研究者は競争的資金の応募や公募書類の作成に追われ、研究以外の雑務も多過ぎる」と指摘。対策として氷河期世代を対象にした任期なしポストの拡充や安定的な研究費支給が必要とし、「研究に集中できる環境を整えないと、研究職に優秀な人が集まらなくなる」と警鐘を鳴らす。」

☎ 本サイト“折々のトピックス”に、新聞記事と「男女共同参画学協会連絡会」が昨年実施した調査結果を掲載させて頂いたので参照願いたい。



[2023年5月2日(火)]

○今朝の東京新聞社説『入管法改正案 反対論のうねりを見よ』を以下に転載させて頂く。「外国人収容を厳格化する入管難民法改正案を衆院法務委員会が可決した。2年前に廃案となった法案の焼き直しだ。反対論は

在留資格がなく、帰国を拒んで長期収容されている外国人を減らすために、桁違いに認定率が低い日本の難民認定の門戸を広げるのか、強引に帰国を迫るのか。改正案の狙いは後者にある。日本も加盟する難民条約は難民申請中の送還を禁じており、申請回数にも制限は設けていない。しかし、改正案は申請回数を原則2回までに事実上絞る規定を導入する。本来、難民と認められるべき人びとの命まで危険にさらすことにならないか。2005～2021年に2回目以降の難民申請が認められた人は47人に上る。3月には、入管局が不認定と判断した同性愛者のウガンダ人女性を大阪地裁が難民と認めた。そもそも取り締まり機関である入管が難民保護の認否を公平に判断できるのか。与野党の修正協議で立憲民主党は難民認定審査を担う第三者機関の設置を求めたが、与党側は付則への「設置検討」明記までしか譲らず協議は決裂。付則への明記も結局見送られた。難民認定審査は問題の核心である。委員会でさらに議論を深めるべきではなかったか。与党は立民の要求を踏まえ、日本で生まれ育ちながら在留資格のない子どもへの在留特別許可の検討を提案したが、立民の改正案反対で撤回した。人道上認められるべき在留許可を、法案成立の取引材料にすべきではなかった。改正案は収容への司法関与や収容期間制限にも触れていない。長期収容に抗議したナイジェリア人男性のハンスト死や、適切な医療を怠ったスリランカ人女性の死亡事故を受けて、人権重視の入管への改革を求める声が広がる。国連人権理事会の特別報告者らは4月、改正案を国際人権基準に満たないと勧告した。日本の入管難民政策に対する国際社会の厳しい目も忘れてはならない。」



国会前で入管法改正案の採決に反対する人たち

[2023年5月3日(水)]

○今朝の東京新聞社説『憲法記念日に考える 「偶然」と「必然」の赤い糸』を転載させて頂く。「忠」という言葉があります。江戸時代の武家社会では主君に忠節を尽くすことが根本でした。では主君が暴君だったら。暴君による暴虐や不正、理不尽な命令に対してまでも家臣たちは服従すべきなのでしょうか。実は「なりませぬ」と主君を諫めることこそ武士道での忠義の本質だったそうです。著書「主君『押し込め』の構造」で知られる歴史学者の笠谷和比古氏からかつて聞いた話です。◆**主君押し込めの論理**は「手討ちや切腹になりかねないけれど、我が身の不利益をも顧みず、あえて主君の命に抗することが真の忠節です。逆にお家のためにならないことが分かっているながら同調することは、許し難い不忠とされたのです」(笠谷氏)でも、暴君とは家臣の命懸けの諫言にも耳を貸さず、権力を強行する存在です。その場合は。「『主君押し込め』です。諫言を拒却し藩士や領民を苦しめるとしたら、家臣団は力を用いて藩主を交代させても構わないという考えでした。藩主を座敷牢に押し込め隠居させたのです」権力の暴走をどう防ぐか。近代の欧米社会では「憲法の力」によって権力を縛り暴走させない。そのような立憲主義の考え方をとりました。歴史は偶然と必然の糸が絡み合っていて動くものです。幕末のペリー提督の黒船来航は、日本側には「偶然」に見えたかもしれませんが、米国側にすれば「必然」です。大統領の親書を携え開国と条約締結を求めにやって来たのですから…。明治政府の重鎮・岩倉具視たちが1871(明治4)年から1873(同6)年にかけて欧米諸国を回ったのも歴史の必然です。文明の視察にとどまらず、社会を動かす中核的な原理を探る旅でした。たどり着いたのが「憲法」でした。それゆえ一足先に帰国した重鎮の一人、木戸孝允は早々に憲法意見書をまとめています。さらに伊藤博文が憲法調査のため英国やドイツなどに派遣され著名な学者たちに学びました。伊藤の成果は後に、枢密院で述べた言葉に表れています。<憲法を創設するの精神は、第一君権を制限し、第二臣民の権利を保護するにあり> 個人は多くの自由と権利を持っていますが、権力はときにそれを奪ったりします。だから権力を制限せねばならない。立憲主義の本質を見事にとらえています。◆**奇妙な出来事の共通点** 憲法により権力の暴走を防ぐ…そんな仕組みです。さて現代の為政者たちは伊藤博文の理解をどれだけ身に付けているのでしょうか。近年、奇妙な出来事がいくつも起こりました。例えば内閣法制局や日銀、NHKなどのトップに首相のお友達を据えました。独立機関は政府と対抗することも前提として民主政はつくられています。憲法秩序の一形態として権力の暴走を防ぐ装置が統治機構に埋め込まれているのです。ところがお友達人事が横行すれば、政府の暴走への歯止めとはなり得ません。検察庁法を解釈変更してまで、息のかかった高検検事長の定年延長を図ろうとしたこともありました。日本学術会議は科学分野の「ご意見番」ですが、従来の政府見解を破って首相が会員候補の任命拒否をした出来事もありました。放送局は「表現の自由」や国民の「知る権利」を担う機関ですが、放送法を事実上解釈変更した舞台裏も判明しました。政府は「けしからん番組は取り締まる」つもりだったようです。さて一連の出来事は「偶然」でしょうか。共通点はどれ

も独立機関です。つまり権力の暴走を防ぐ装置を、権力自ら一つずつ破壊していることです。「なりませぬ」と諫言できる存在を消し去っているのです。民主政に仕組まれた歯止めがなくなれば「暴君」が現れてしまいます。権力自ら憲法秩序を破壊しているなら、それこそ権力の暴走です。そもそも権力者たちが一生懸命憲法改正の旗を振っているのも何とも不思議な構図です。伊藤博文が言い当てたように、憲法とは「権力の制限」に目的があるのですから…。自分たちに都合のいいように憲法を変えたいのでは、と勘繰られます。◆「なりませぬ」の声を 憲法に基づく立憲政治、民主政治では常に「なりませぬ」の声が為政者の耳に届かなくてはならないはずです。われわれも主権者として、権力の横暴や自由や権利の侵害には勇気をもって「ノー」の声を上げるべきなのです。怠れば「暴君」の出現を許してしまいます。それも歴史が教える「必然」の姿です。」

○今朝の東京新聞に掲載されていた斎藤美奈子氏の本音のコラム『けんちゃんの今』も右に転載させていただきます。



○思い起こせば、小学校5～6年生の時の恩師は、なにかにつけ子供たちに『暗唱』する機会を与えてくれた。別に強制しようというのではなく、できるようになったら皆の前で暗唱する時間を与えて、その人数が次第に増えてゆくのを、恩師は楽しんでおられたようであった。例えば、以下に転載させていただく『日本国憲法 前文』もその一つであり、ほかにも宮沢賢治の『雨ニモ負ケズ』や、島崎藤村の『千曲川旅情の歌』などがあつた。そのお蔭で、それらは今でも誦んじることができる。素晴らしい教育であつたと感謝している。

「【日本国憲法 前文】 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

小学生の児童の立場で、この文章の内容をどれほど理解できていたかは今となっては定かではないが、それほど違和感がなかったことは確かである。そうでなければ一生懸命に暗記しようとは思わなかったに違いない。この憲法成立の経緯を巡っては、現在に至るまでさまざまな議論があるが、それはそれとして、これほど性善説に立脚した見事な『契約書』は他に例がないのではなからうか。一部の身勝手な政治家によって改定されるなど、とんでもないことである。

[2023年5月4日(木)]

○今朝も東京新聞社説『憲法施行から76年 専守防衛は死んだのか』を転載させて頂く。「戦争放棄と戦力不保持を明記した日本国憲法九条は、先の大戦で日本国民だけでなく内外の人々に多大な犠牲を強いた反省から発した「不戦の誓い」です。戦後日本は九条に基づく専守防衛を堅持し、平和国家として歩んできましたが21世紀に入って、専守防衛を形骸化させる安全保障政策の転換が続きます。憲法施行による不戦の誓いから76年。「専守防衛は死んだのか」との問いにはこう答えるほかありません。「死んではないと信じたいが、瀕死の状態であることは認めざるを得ない」と。専守防衛とは日本独特の用語です。2022年版防衛白書は次のように説明しています。「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう」つまり、国連憲章が認める自衛権のうち自国に関わる個別的自衛

権しか行使しないというもので、この記述は長年一貫しています。しかし、自公連立政権下で専守防衛を事実上、変質させる安保政策の転換が続いています。一つは安倍晋三政権が2015年に成立を強行した安保関連法で歴代内閣が憲法違反との政府解釈を堅持してきた「集団的自衛権の行使」を可能にしました。もう一つが、岸田文雄政権が昨年12月に改定した国家安保戦略です。歴代内閣が「憲法の趣旨ではない」としてきた「敵基地攻撃能力の保有」を一転認める内容で、これまで国内総生産(GDP)比1%程度で推移してきた防衛費を関連予算と合わせて2%程度に倍増する方針も表明しました。◆**平和国家の歩みと矛盾** こうした安保政策転換が専守防衛を逸脱し、憲法と矛盾することは一見明白ですが、岸田首相=写真、2022年11月の国際観艦式で=は「非核三原則や専守防衛の堅持、平和国家としての歩みを変えるものではない」と述べています。これは詭弁ではないのか。まず、集団的自衛権を行使することは、自国が攻撃されていないにもかかわらず、自国と密接な関係にある外国への攻撃を自国への攻撃と認め、反撃することですから、「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使」する専守防衛とは明らかに相いれません。そもそも意味合いが異なる集団的自衛権を個別的自衛権とひっくるめて、憲法が認める「自衛権の行使」だと強弁することには、無理があります。敵基地攻撃能力の保有も同様です。岸田政権は三文書の決定を受けて、長距離巡航ミサイルなど外国領域を直接攻撃できる装備の調達に着手しましたが、専守防衛で保持できるとされる「自衛のための必要最小限」の防衛力を超えるのは明白です。戦後日本が歩んできた、他国に軍事的脅威を与えない「平和国家の歩み」からも逸脱します。そして防衛費の倍増です。GDP比1%という目安は、「軍事大国にならない」という平和国家として歩む宣言でもありました。それを関連予算と合わせてではありますが、ロシアと対峙する北大西洋条約機構(NATO)並みの2%程度に倍増させるということは、国際社会には平和国家の歩みを止めようとしているように映るでしょう。こうした数々の例が挙げられても、専守防衛に変わりはないというのは、どういった根拠に基づくのか。岸田首相は明白に論拠を示して語らなければ、とても説得力はありません。



◆**不断の努力で守る誓い** 日本が再び戦火に巻き込まれれば、憲法で保障された自由や基本的人権は戦前戦中のように蔑ろにされます。日本が専守防衛を堅持し続けることこそが、基本的人権を守ることになるのです。憲法には「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」(九七条)であって、そうした自由や権利は「国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」(一二条)との記述があります。戦争に突き進まず自由や基本的人権を守るには、九条だけでなく憲法条文に込められた先人たちの決意を読み取り、不断の努力を続ける必要があります。それこそが不戦の誓いというバトンを受け継ぐ、今を生きる私たちの使命ではないでしょうか。」

[2023年5月5日(金)]

○今朝の毎日新聞社説『こども基本法元年 小さな声に耳を傾けたい』を以下に転載させて頂きたい。「きょうは「こどもの日」です。すべての子どもが自分らしく、幸せになることを願う日です。この願いを実現するための「こども基本法」が先月、施行されました。子ども本位の政策を作るよう定めています。元になっているのは国連の「子どもの権利条約」です。日本は30年近く前に条約を受け入れましたが、その内容をまとめて反映させた法律はありませんでした。基本法で大事にすべき考え方として最初に掲げられたのは、すべての子どもが大切にされ、人権を守られることです。子どもが意見を言う機会を確保することも求めています。そうした考え方は、日々の生活とどのように関わってくるのでしょうか。自分たちで作った校則 埼玉県神川町の神川中学校の取り組みを紹介しましょう。生徒会は一昨年、全校生徒にアンケートを実施し、髪形や衣類の色などについて厳しく定めていた校則への不満が多いことを知りました。先生たちと相談し、生徒会を中心に見直し案を作りました。髪形は「ツーブロック」なども認め、セーターやトレーナーの色は6色から選べるようにしました。昨年秋からの試行期間を経てこの春、正式に導入されました。「生徒同士で声を掛け合って、新しい校則について理解を広げることができました」と会長の飯島心花さん(14)。副会長の久志龍さん(15)も「みんなから学校が前より楽しくなったと言われます」と誇らしそうです。先生たちは助言だけにとどめ、温かく見守ってきました。中原裕校長(49)は「生徒たちの案は『自由にしすぎたら気持ちが緩むのではないか』ということまで考えてありました。尊重しなければならないと思いました」と振り返ります。自分たちのことは自分たちで決める。適切な判断のできる大人へ成長するためには、とても大切な姿勢です。しかし「子どもは未熟な存在であり、大人が正しく導くべきだ」と考える人もいます。確かに大人が保護することは必要ですが、意見を封じられると自分に自信が持てなくなります。とりわけ日本は海外と比

べ、そうした傾向が強いと言われます。子どもの小さな声が大人に届かないこともあります。深刻なのは、助けを求めていたにもかかわらず、重大な人権侵害が見逃されてしまうケースです。家庭での虐待、学校でのいじめや体罰で、貴い命が失われる痛ましい事件も起きています。その反省が、子どもの声をもっと大切にしようという動きにつながっています。そうした中で「子どものために声を上げる」という意味の「子どもアドボカシー」という取り組みも知られるようになってきました。英国やカナダで発展した活動ですが日本でも近年、各地に市民団体が設立されています。良きパートナーとして 虐待を受けたり、経済的な理由で親が育てられなかったりして、施設などで暮らす子どもたちがいます。そうした子を訪ねて、望みや不満を聞き取り、周りの大人や行政に働きかけます。東京都を拠点に活動する団体「子どもの声からはじめよう」代表の川瀬信一さん(35)は、自身も施設や里親のもとで育ちました。「施設には、つらい気持ちや喜びを人と分かち合うのをあきらめる経験をしてきた子どもが多い」と指摘します。「大人にとっては、小さなことに思える内容でも、子どもの訴えにじっくりと耳を傾け、どうしたらいいのか一緒に考えることが大切です。そうした関わりの積み重ねによって、自ら声を上げられるようになることを願っています」学校や家庭をはじめ、社会のあらゆる領域に広がってほしい考えです。「自分の声など誰にも聞いてもらえない」とあきらめかけている子は少なくないでしょう。「あなたの人生はあなたのものなんだよ」川瀬さんは、すべての子どもにそう呼びかけます。基本法は、子どもの意見を尊重する社会の実現に向けた一歩にすぎません。確実な歩みをするためには、大人が良きパートナーとして、子どもたちの心の声を聞き、しっかりと受け止めていく必要があります。」

- 朝日新聞天声人語『河童のお産』を以下に転載させて頂く。「芥川龍之介は小説『河童』で書いている。いわく「河童のお産ぐらい、おかしいものはありません」父親は電話をかけるように、母親のおなかの子どもに向かって大きな声で尋ねるといふ。「お前は这个世界へ生まれてくるかどうか、よく考えた上で返事をしろ」▼芥川らしいユーモアにあふれた話である。「僕は生まれたくはありません」子どもがおなかからそう答えると、お産はとりやめとなる。河童の国の子どものは生まれるかどうかを自分で決める権利があるのだ。▼さて、翻って人間の国で同じことがありえたらどうだろう。私たちの社会は、母親のおなかの子どもが喜んで「生まれたい」と叫ぶようなところだろうか。しばし腕組み考える。▼日本では7人に1人の子どもが貧困に苦しむ。虐待があり、いじめがあり、若者の高い自殺率がある。「異次元の少子化対策」といっても、経済をよくしたいとの大人の事情が見え隠れするものだ。河童のように選べるならば、誕生をためらう子もいるかもしれない。▼「若者はあなたたちの裏切りを許さない」地球温暖化をめぐる4年前のグreta・トゥンベリさんの国連演説を思い出す。「あなたたちが話すのは、お金のことと経済発展が永遠に続くというおとぎ話ばかり」16歳だった彼女の怒りは真っすぐに大人たちに向いていた。▼きょうは「こどもの日」。私たちはいま、遠い未来の笑顔のためにすべきことをしているだろうか。まぶしき新緑のなか、自らに問いかける。」

[2023年5月7日(日)]

- 今朝の東京新聞社説『週のはじめに考える 高貴なる私たちの責務』を以下に転載させて頂く。「英国のチャールズ国王が戴冠式に先立つ3月、公式訪問先のドイツ連邦議会で行った演説が注目を集めました。「ウクライナに対する侵略戦争は多くの罪のない人々に想像を絶する苦しみをもたらした。生活を破壊し自由や人間の尊厳が野蛮にも踏みにじられた」ドイツ語と英語を交えてロシアによるウクライナ侵攻を厳しく非難したのです。単なるあいさつではなく、ロシアへの怒りやウクライナの人々との連帯の気持ちを率直に表した言葉でした。もちろん「君臨すれども統治せず」ですから、英王室に詳しい関東学院大の君塚直隆教授によると「内容は事前に英政府と綿密に相談し擦り合わせたもののはず」ですが、かつての君主制の時代には国の危機に立ち上がり、自ら行動した国王もいました。例えば第二次大戦中、ナチスに侵攻されたノルウェーのホーコン国王はその一人でしょう。軍に抗戦を指示し英国への亡命後はラジオで国民に抵抗を呼びかけました。戦後帰国した際、人々は歓喜で迎えたそうです。さらに歴史をさかのぼると、危機に際しての言動が古典として読み継がれている君主がいます。ローマ皇帝マルクス・アウレリウス(121~180年)です。その著による「自省録」(岩波文庫版=写真)は昨年、菅田将暉さん主演のテレビドラマ「ミステリと言う勿れ」にも引用され、若い世代の関心も集めました。
- ◆**侵攻や疫病と向き合う** アウレリウス帝統治下は戦争と疫病に苦しんだ時代。パルティア(古代イラン王朝)による侵攻への応戦に追われました。派遣された兵士らが感染した天然痘とみられる疫病が拡大し、ローマ帝国の人口の1割、約600万人が死亡したとみられています。「自省録」には次のような言葉が並びます。<あたかも1万年



も生きるかのように行動するな。生きているうちに、許されている間に、善き人たれ><明けがたに起きにくいときにはつぎの思いを念頭に用意しておくがよい。『人間のつとめを果たすために私は起きるのだ』> 困難に立ち向かい、皇帝としての役目を果たすため、自らを鼓舞しようとしていたのでしょう。哲人皇帝として「ノブレス・オブリージュ(高貴なるものの責務)」を担う覚悟を感じさせます。スペインの哲学者オルテガは、1930年に出版した「大衆の反逆」(引用は岩波文庫から)で「自己を超え出て、自らに義務や要求を課する」人を「貴族」と定義づけました。世襲貴族や特権に守られた「上級国民」のことではなく、生き様を意味します。この「貴族」と対照的な生き方をする者を「大衆」あるいは「満足しきったお坊ちゃん」と呼んでいます。個性を失い、自らの使命を考えず、律することもない群衆を指します。決して見下した表現ではありません。オルテガが「大衆」の典型的な例に挙げたのが、意外にも、専門外のことに関心を持とうとしない科学者でした。謙虚さを失い、専門外の政治、芸術、社会慣習について「原始人」のような無知な態度を取るという理由です。◆議会や政治変える気概 君塚氏は近著「貴族とは何か」(新潮選書)で、「武士道」を世界に広げた新渡戸稲造が1919(大正8)年、武士を理想、標準とする道徳を時代遅れとし、「民を根拠とし標準とし、これに重きを置いて政治も道徳も行う時代が今日まさに到来した」「私は今後の道徳は武士道ではなく、平民道であると主張する」との一文を寄せたことを紹介しています。民主主義の現代において、困難や危機に立ち向かい「高貴なるものの責務」を担うのは、国王や貴族でなく主権者たる私たちです。その選挙権は先人が革命や戦争の結果「血の代償」として勝ち得たものですから、選挙へ行くことは「権利」というより、先人や子孫に対する「責務」のはずです。しかし先月の統一地方選を例に挙げるまでもなく、国政、地方を問わず、投票率は低下しています。「大切な選挙権を『責務』とは考えていない感覚が人々に蔓延している結果ではないか」君塚氏は本著でこう分析し、次のように呼びかけています。「議会や政治を変えるためには、まずは国民ひとりひとりが『高貴なるものの責務』を担っていくという気概を持たなければならない」

[2023年5月9日(火)]

○今朝の東京新聞社説『能登の群発地震 長期的な対策も必要だ』を以下に転載させて頂く。「石川県能登地方で震度6強の地震があった。2年半前から続く一連の群発地震で最大級。同規模の余震への警戒が必要だ。数年間は続くとの見方もあり、長期化に備えた防災・減災対策も進めたい。2020年12月から続く群発地震では2021年9月に震度5弱、2022年6月には震度6弱、5強と強い揺れを観測。この間、震度1以上は300回以上だったが、今回は3日間で80回近い頻度だ。政府の地震調査委員会は4月、地震は地下深部の流体に起因するとの見解を示した。能登半島の地下深くに大量の水を含む太平洋プレートが沈み込んでおり、岩石から分離した水が岩盤の隙間に入り圧力が高まって岩を破壊、地殻変動を引き起こして断層がずれ、次々と地震を起こすという説だ。調査委は、しばらくは強い揺れを伴う地震が続くとして注意を呼びかけていた。今回はマグニチュード(M)6.5で、エネルギー量はM5.4だった昨年6月の地震の45倍にもなり、新たな断層が割れた可能性を指摘する学者もいる。地下の流体が群発地震を起こした例は1965~70年の長野県・松代地震がある。5年間で震度1以上を6万回も観測し、大量の水が地表に噴き出て収まった。能登地震の終息は現時点では見通せない。いつまで続くのか、さらに強い揺れは来るのか、地元住民が抱く切実な疑問だが、予測には限界があり、当面は警戒を続けるほかない。科学界には、少しでも不安解消や防災に役立つような調査研究を急いでほしい。今回の地震では1人が死亡、30人以上が負傷し、家屋がつぶれたり倒れたり、日ごとに被害が広がっている=写真。避難生活を余儀なくされている住民も多い。大型連休中で行楽客も混乱に陥った。現場の珠洲市では秋に奥能登国際芸術祭が予定されており、風評被害も心配だ。過疎地の能登半島には独居の高齢者も多い。建物の耐震化を含めた長期的な対策も必要となろう。地震はどこでも起こり得る。能登地方以外でも防災・減災対策は万全か、再点検しておきたい。」



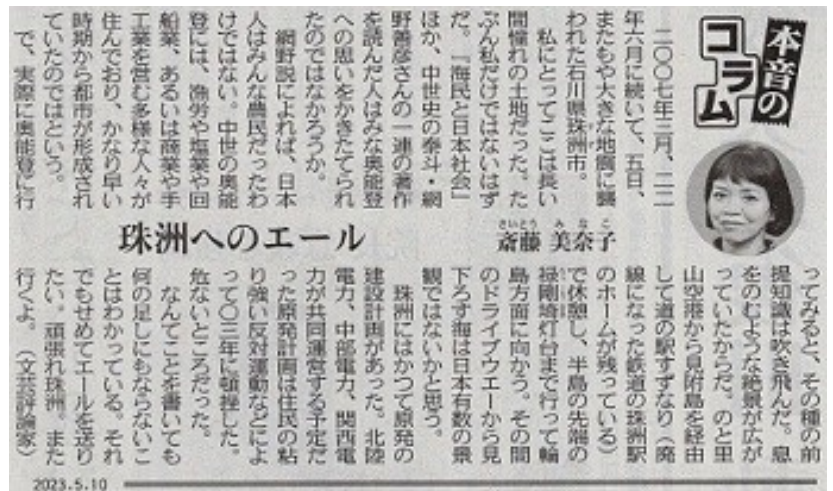
☎ 2007年にも能登地方の輪島市を中心にした地震があったが、被害の様子は今回の地震と非常によく似ていた。木造の古い民家は、地震が発生するたびに同じように壊されていくという悲しい現実がある。松代群発地震に際して新聞記者に「いま最も必要なものは何か」と問われた当時の松代町長が「なによりも科学が欲しい」と答えていたのを、今でも忘れることはできない。あれから50年以上になるが、地震学(とりわけ地震予知の分野)には殆ど何の進展も見られないし、耐震技術の進化にしても、地方の古来の民家にとっては何も寄与していない。先般のトルコ地震の惨状とどこが違うのだろうか。

[2023年5月10日(水)]

○今朝の東京新聞、齋藤美奈子氏のコラム『珠洲へのエール』を右に転載させて頂く。最近のTVサスペンスで、能登半島と伊豆半島の酷似性を扱ったドラマがあったが、確かに、日本列島を180度回転させると、伊豆半島と能登半島は似ているところがある。日本列島の生成に大きく関わって、すぐそばに駿河湾、富山湾という深海が位置していることも偶然とは思えない。偶々1974年5月9日は伊豆半島の先端で伊豆半島沖地震(M6.9)が発生し、30人の犠牲者を出している。毎年5月9日になると、この地震のことを思い出す。

ついでながら、今朝も発令された『緊急地震速報』について一言。珠洲の群発地震で安全確保のために気象庁として警報を出したいのは理解できるが、何も全国一斉に発令する必要はないのではなかろうか。被害に直接関係しそうな範囲、それが難しければもう少し範囲を広げても良いが、全く関係のない地域にまで広げるのはばかっていると思えない。気象庁が無神経なのか、それともNHKを始めとする報道機関が視聴者のことを何も考えていないからだろうか。あるいは地震学そのものに欠陥があるのかも知れない。

2023年5月10日 文責：瀬尾和大



本音のコラム
二〇二七年三月、二二
年六月に続いて、五日、
またもや大きな地震に襲
われた石川県珠洲市。
私にとつて「こ」は長い
間憧れの土地だった。た
ぶん私だけでは無いはず
だ。「海民と日本社会」
ほか、中世史の泰斗・網
野善彦さんの一連の著作
を読んだ人はみな奥能登
への思いをかきたてられ
たのではなかろうか。
網野説によれば、日本
人はみんな農民だったわ
けではない。中世の奥能
登には、漁労や塩業や回
船業、あるいは商業や手
工業を営む多様な人々が
住んでおり、かなり早い
時期から都市が形成され
ていたのではという。
で、実際に奥能登に行
ってみると、その種の前
提知識は吹き飛んだ。思
をのむような絶景が広が
っていたからだ。のと里
山空港から見附島を經由
して道の駅すずなり(廃
線になった鉄道の珠洲駅
のホームが残っている)
で休憩し、半島の先端の
操縦塔灯台まで行つて輪
島方面に向かう。その間
のドライブウエーから見
下ろす海は日本有数の景
観ではないかと思つた。
珠洲にはかつて原発の
建設計画があった。北陸
電力、中部電力、関西電
力が共同運営する予定だ
った原発計画は住民の粘
り強い反対運動などによ
つて〇三年に頓挫した。
危ないところだった。
なんてことを書いても
何の足しにもならないこ
とはわかつている。それ
でもせめてエールを送り
たい。頑張れ珠洲。また
行くよ。(文芸評論家)

2023.5.10